

65歳以上の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は
第1号介護保険料の**減免**を申し出ることができます。

介護保険料減免の対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少（※1）が見込まれる方



R4.4月分～R5.3月分
保険料の**免除**



R4.4月分～R5.3月分
保険料の**減額**（※2）

※1 世帯の主たる生計維持者について、①、②の両方に該当する方

- ① 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、令和3年分に比べて10分の3以上減少することが見込まれること。
- ② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

※2 減額される保険料額は、次の算定式により決定されます。

減額対象保険料額 (A × B / C) × 減免割合 (D)

- A) 本人の保険料額
B) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額）
C) 世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額

収入減少が世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業による場合
▶ 10分の10
上記以外の場合で
令和3年の合計所得金額が
210万円以下の場合 ▶ 10分の10
210万円超の場合 ▶ 10分の8

詳細については、**隠岐広域連合介護保険課**までお問い合わせください。

隠岐広域連合介護保険課

〒685-0104

島根県隠岐郡隠岐の島町都万2016

電話：08512-6-9151 FAX：08512-6-3330

ホームページにも関連情報を掲載しています。

<https://okikouiki.jp/care-insurance/>